

三木町業務継続計画

三木町

令和3年 12 月

-目次-

1	業務継続の基本方針	・・・ 1
2	被害状況の想定	・・・ 1～3
3	重要6要素の検討	
	・ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	・・・ 4～7
	・ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	・・・ 8～11
	・ 電気、水、食料等の確保	・・・ 12
	・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	・・・ 13～16
	・ 重要な行政データのバックアップ	・・・ 17
	・ 非常時優先業務の整理	・・・ 18～20

<u>別添資料</u>	別添 1	重要な行政データのバックアップ
	別添 2	非常時優先業務一覧
	別添 3	システム復旧時間
	別添 4	防災協定締結一覧
	別添 5	防災情報システム関連ユーザーID 等一覧

1 業務継続の基本方針

三木町業務継続計画（以下「本計画」という。）では、災害時における、本町の業務執行の基本方針を、次のとおりとする。

① 住民の生命・身体・財産を保護する。

災害発生時においては、住民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。

② 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等を確保する。

災害発生時においては、非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務について、災害発生後しばらくの間、積極的に休止する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

2 被害状況の想定

(1) 想定する危機事象：南海トラフを震源とする地震

長尾断層を震源とする地震

本項目では、香川県地震・津波被害想定における南海トラフを震源とする地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラス（L2）」の地震及び長尾断層を震源とする地震を想定する。

香川県が調査し、公表している「香川県地震・津波被害想定」による、町内の被害想定は次のとおりとなっている。

被害想定

被害種別	被害条件	被害項目	被害想定結果 (香川県全体)	本町の被害想定 結果
建物被害 (全壊)	冬 18 時に発災	揺れ	25,000 棟	160 棟
		液状化	2,500 棟	70 棟
		津波	2,000 棟	—
		急傾斜地崩壊	220 棟	*
		地震火災	5,700 棟	*
人的被害	死者数 冬深夜に発災	建物倒壊	1,600 人	10 人
		津波	4,600 人	—
		急傾斜地崩壊	*	*
		火災	40 人	*
		ブロック塀等	*	*

被害種別	被害条件	被害項目	被害想定結果 (香川県全体)	本町の被害想定 結果
人的被害	負傷者数 冬深夜に発災	建物倒壊	16,000 人	240 人
		津波	3,100 人	—
		急傾斜地崩壊	*	*
		火災	20 人	*
		ブロック塀等	*	*
	自力脱出困難 者・要救助者	揺れに伴う自力 脱出困難者	5,400 人	40 人
津波による要救 助者		400 人	—	
ライフライン被害	上水道断水	断水人口	763,000 人	20,000 人
		断水率	78%	75%
	下水道支障	支障人口	141,000 人	340 人
		支障率	28%	7%
	電力停電	停電軒数	587,000 軒	15,000 軒
		停電率	99%	99%
	通信不通（固 定・携帯電話）	不通回線数	190,000 回線	5,700 回線
		不通回線率	78%	94%
		停波基地局率	70%	100%
	都市ガス停止	供給停止戸数	58,000 戸	—
		供給停止率	68%	—
交通施設被害	道路被害 (緊急輸送)	被害箇所	690 箇所	20 箇所
交通施設被害	鉄道被害	被害箇所	510 箇所	10 箇所
	湾岸被害	湾岸被害箇所	100 箇所	—
生活への影響	避難者	避難所	119,000 人	350 人
		避難所外	80,000 人	230 人
災害廃棄物	災害廃棄物等	災害廃棄物	1,851,000 トン	15,000 トン
		津波堆積物	2,473,000 ~ 3,956,000 トン	—
その他の被害	エレベーターの 停止数		1,200 棟	20 棟
	危険物	火災	*	*

被害種別	被害条件	被害項目	被害想定結果 (香川県全体)	本町の被害想定 結果
その他の被害	危険物	流出	10	*
		破損等	110	*

※1:「*」は少ないが被害がある

※2:「—」は該当無し

出典:香川県地震津波被害想定(第二次公表)

(2) 想定する危機事象:風水害

本町においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった昭和62年10月16日から17日にかけて発生した台風第19号災害、平成16年10月20日の台風第23号災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。(L1クラス相当:新川流域 2日総雨量345mm、鴨部川流域 1日総雨量387mm)

被害状況

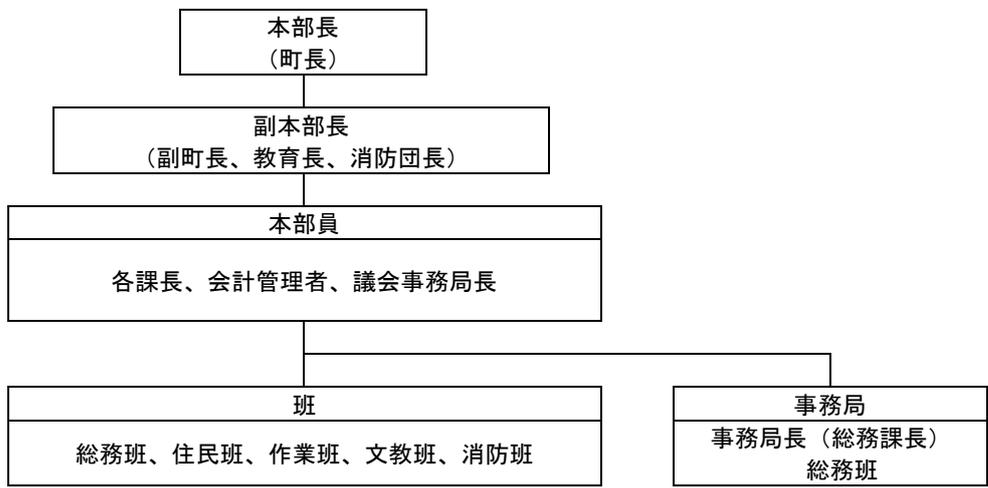
項目	昭和62年10月16日~17日 台風第19号	平成16年10月20日 台風第23号
降雨状況	【讃岐消防本部】	【三木】
	累計雨量 244.6mm	累計雨量 325.0mm
	最大時間雨量 40.0mm	最大時間雨量 52.0mm
	【長尾】	【中山】
	累計雨量 343.5mm	累計雨量 381.0mm
	最大時間雨量 64.5mm	最大時間雨量 53.0mm
河川 最高水位	観測データ無し	【平木橋:新川】 2.22m(20日16時)
		【井戸川橋:鴨部川】 2.76m(20日16時)
人的被害	死者・負傷者 0人	死者・負傷者 0人
住家被害	全壊 6棟	全壊 3棟
	半壊 6棟	半壊 0棟
	一部破損 159棟	一部破損 62棟
	床上浸水 171棟	床上浸水 186棟
	床下浸水 602棟	床下浸水 476棟

L2クラス(新川流域 2日総雨量1,006mm、鴨部川流域 24時間総雨量739mm)の風水害に関する想定被害状況は、三木町洪水ハザードマップ(令和3年度版)(<https://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=1312>)または香川県HPの洪水浸水想定区域図(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kasensabo/kasen/kouzuisinsou.html>)にて確認する。

3 重要6要素の検討

首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 三木町災害対策本部組織図



(2) 首長の職務代行の順位

第1順位	第2順位
副町長	総務課長
・「大規模災害発生時職員初動マニュアル」に記載し、全職員に周知する。	

(3) 各班の分掌業務（優先順位、担当課に関しては後に示す。）

班	分掌事務						
各班共通事項	①所管する施設及び分野の災害対策に関すること。 ②所管する施設及び分野の応急対策に関すること。 ③所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関すること。 ④被災情報一元化とりまとめへの協力に関すること。 ⑤指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協力に関すること。 ⑥被害認定調査、り災証明書発行、被災者台帳作成への協力に関すること。 ⑦物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 ⑧関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 ⑨本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること。						
総務班 (事務局)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">総務課</td> <td style="padding: 2px;">①本部の庶務に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">政策課</td> <td style="padding: 2px;">②本部会議、その他関係機関との連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約監理課</td> <td style="padding: 2px;">③気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、南海トラフ</td> </tr> </table>	総務課	①本部の庶務に関すること。	政策課	②本部会議、その他関係機関との連絡に関すること。	契約監理課	③気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、南海トラフ
総務課	①本部の庶務に関すること。						
政策課	②本部会議、その他関係機関との連絡に関すること。						
契約監理課	③気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、南海トラフ						

	<p>議 会 事 務 局 出 納 室</p>	<p>地震臨時情報等の伝達及び災害広報に関すること。 ④災害情報及び被害情報の収集、集計、報告に関する こと。 ⑤避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊 急）の決定及び伝達に関すること。 ⑥防災情報システムの管理に関すること。 ⑦指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。 ⑧職員の動員に関すること。 ⑨関係機関及び自主防災組織に対する協力及び応援要請 に関すること。 ⑩自衛隊の派遣要請に関すること。 ⑪受援体制の確保に関すること。 ⑫食料、物資、医薬品、燃料等の調達に関すること。 ⑬香川県広域水道企業団との連絡調整に関すること。 ⑭災害救助法の適用に関すること。 ⑮災害時における出納事務に関すること。 ⑯その他他班に属さない事項</p>
<p>住 民 班</p>	<p>地 域 活 性 課 税 務 課 住 民 健 康 課 人 権 推 進 課 こ ど も 課 福 祉 介 護 課 地域包括支援センター</p>	<p>①社会福祉施設・児童福祉施設の災害対策、被害調査及 び復旧に関すること。 ②商工に関する応急対策及び復旧対策等に関すること。 ③被害者の応援援助に関すること。 ④医療、助産に関すること。 ⑤指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調 整に関すること。【文教班と連携】 ⑥要配慮者、避難行動要支援者の支援に関すること。 ⑦福祉避難所に関すること。 ⑧医療機関との調整及び救護所の設置に関すること。 ⑨避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。 ⑩防疫その他保健衛生に関すること。 ⑪被災納税者の調査、減免等に関すること。 ⑫り災証明に関すること。 ⑬被災者台帳の作成に関すること。 ⑭遺体の処理、火葬、埋葬に関すること。 ⑮災害ボランティアの受入における県・町社会福祉協議 会との連絡調整に関すること。 ⑯義援金の受入に関すること。 ⑰その他民生、厚生に関すること。</p>
<p>作 業 班</p>	<p>環 境 下 水 道 課 土 木 建 設 課 農 林 課 ク リ ー ン セ ン タ ー 農 業 委 員 会 事 務 局</p>	<p>①公共土木施設、農業用施設の災害対策、被害調査及び 復旧に関すること。 ②建築物の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ③被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関するこ と。 ④農地、農作物、家畜等の災害対策、被害調査及び復旧 に関すること。 ⑤下水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関するこ と。</p>

		⑥指定避難所開設時の物資等の搬送に関すること。 ⑦清掃その他環境保全に関すること。 ⑧仮設トイレの設置に関すること。 ⑨災害廃棄物の処理に関すること。 ⑩迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 ⑪応急仮設住宅の建設等に関すること。
文教班	教育総務課 生涯学習課	①教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ②指定避難所、指定緊急避難場所の管理運営及び連絡調整に関すること。【住民班と連携】 ③物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 ④児童生徒等の避難に関すること。 ⑤災害時の応急教育及び給食に関すること。 ⑥社会教育施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 ⑦災害活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。 ⑧文化財の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。
消防班	消防団 (水防団)	①消防、水防その他の防災活動に関すること。 ②人命の保護及び救助に関すること。

※本表に記載のない事項については、その都度、本部長が定める。

(4) 動員配備体制

① 風水害

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> 町に次の注意報の1つ以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 その他必要により町長が指示したとき。 	情報連絡活動を主とし、状況により、第2次配備に円滑に移行し得る体制をとる。 【配備人員】 ・総務課危機管理係
第2次配備 水防本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 町に次の警報等の1つ以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 土砂災害警戒情報 竜巻注意情報が発令され、災害が起こるおそれがあるとき。 大雨警報（浸水害・土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示されたとき。 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 その他必要により町長が指示したとき。 	事態の推移に伴い速やかに、第3次配備に切り替え得る態勢をとる。 第2次配備以外の職員は自宅待機とする。 【配備人員】 ・各所属の長 ・総務班の男子職員（職員数の5分の1程度） ・作業班の男子職員（職員数の5分の1程度）

<p>第3次配備 災害対策本部設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき。 ・ 大雨警報（浸水害・土砂災害）[気象庁]において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）又は「極めて危険」（警戒レベル4相当）が表示されたとき。 ・ 町全域にわたって風水害が発生すると予想されるとき。 ・ その他必要により町長（本部長）が指示したとき。 	<p>【配備人員】 全職員</p>
---------------------------	--	-----------------------

② 地震

区分	配備基準	配備内容
<p>第1次配備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で震度4の地震を観測したとき。 ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ・ その他町長が必要により指示したとき。 	<p>情報連絡活動を主とし、状況により第2次配備に移行可能な体制をとる。</p> <p>【配備人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長 ・ 総務課危機管理係
<p>第2次配備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で震度5弱又は5強の地震を観測したとき。 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ・ 南海トラフを震源とする地震発生を受けて、県災害対策本部が設置されたとき。 ・ その他町長が必要により指示したとき。 	<p>事態の推移に伴い速やかに第3次配備に切り替え可能な体制をとる。</p> <p>【配備人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各所属の長 ・ 総務課の全職員 ・ 下記各所属の男子職員 土木建設課、農林課、環境下水道課 ・ その他の所属の指定職員
<p>第3次配備 災害対策本部設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ・ 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指示したとき。 	<p>【配備人員】 全職員</p>

今後の検討事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙等大半の職員の動員が見込まれるときに災害が発生した場合に備え、正職員以外の人員確保の検討が要される。 ・ 各課緊急連絡先リストおよび職員の参集想定を作成し、動員体制を確保する必要がある。
--

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

サンサン館みきを代替庁舎として特定している。

【特定理由】

- ・次ページの検討結果より、被災が想定されない。
- ・公益財団法人三木町健康生きがい財団が指定管理しているが、町有施設であり、代替庁舎として迅速かつ円滑な業務継続が期待できる。
- ・ネットワーク設備が整備されている。
- ・十分な執務スペースが確保できる。
- ・使用上の留意事項等については覚書を締結済み。
- ・物資全般について施設内では備蓄が困難である。しかしながら、緊急輸送路沿いで、かつ大型トラック等の進入も容易で、氷上小学校、地域交流センターといった避難所と隣接しているため、物資調達は困難でない。

今後の検討事項

上記施設を代替庁舎とする上での検討事項

- ・窓口業務の機能整備が困難。
- ・高松東警察署も代替施設として特定。（2F 第1号、第2号会議室）執務場所のすみ分けが必要。

●代替庁舎検討用リスト

施設名	建築年 (耐震対 応済み の場合 ○)	災害危険度				非常設備・事務機器等							同時被災の 可能性 (無の場合 ○)	備考	代替 庁舎 候補
		土 害砂 災	液 状 化	洪 水	た た め 水 池	非 常 用 発 電 機	通 信 機 器	情 報 シ ス テ ム	水 食 料	防 災 資 機 材	執 務 室	事 務 機 器 ・ 備 品			
サンサン館みき	○	○	○	○	○	○(燃料 ×)	○※1	ネットワー クあり	×※2	○※2	○	○	○	※1…町所有 の無線機 (計6台)で 対応可 ※2…緊急輸 送路沿線で あり、水上 小学校と近 接。比較的 物資調達が 容易	○
防災センター	○	○	×	×	○	○(燃料 ×)	○	ネットワー クあり	○	○	×	○	洪水		
高松市消防局 三木消防署	○	○	×	×	○	×(燃料 ×)	○	ネットワー クあり	○※	○	×	○	洪水	※…防災セ ンターに近 接	

大規模災害発生時等におけるサンサン館みき施設利用に関する覚書

(目的)

第1条 本覚書は、三木町を甲、公益財団法人三木町健康生きがい財団を乙とし、大規模災害発生等により三木町庁舎が使用不能となったとき、その代替施設として、乙が管理する三木町健康生きがい中核施設サンサン館みき（以下「施設」という。）を甲が使用する上で必要な事項について定め、迅速かつ円滑な甲の業務継続に資することを目的とする。

(効力発生の期間)

第2条 本覚書の効力は、大規模災害発生時等により当然発生するものでなく、甲から施設を代替施設として使用する旨の意思表示を行ったときから、甲の庁舎機能が回復し、撤収が完了するまでの期間とする。

(使用施設)

第3条 甲は、業務上必要とするときは、使用可能な施設のすべての部屋、設備等及びその他光熱水費等の経費等は無償で使用できるものとする。ただし、事務室及び事務室に関連する設備等を使用するときは、乙の許可を得なければならない。

2 前条に規定する意思表示は、施設が別に定める「サンサン館みき使用許可申請書」にて行うものとする。ただし、緊急時等で当該申請書を提出する暇がないときは、口頭によって行い、後日文書を提出するものとする。

3 甲は、乙が早期に事業活動を再開できるよう配慮するとともに、施設の使用を早期に終了するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、本覚書による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(協議事項)

第5条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上これを決定するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月3日

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

甲 三木町
三木町長

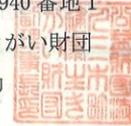
伊藤 良 春



香川県木田郡三木町大字氷上 2940 番地 1

乙 公益財団法人 三木町健康生きがい財団
副理事長

高西 功



電気、水、食料等の確保

(1) 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	2台	太陽光発電設備	1式（非常用発電機補完用 ※蓄電池あり）
燃料備蓄	2,850 リットル	※72 時間連続運転可能	
電力供給先			
●防災センター用 1台 （電灯負荷（主に照明・コンセント）の37.5%程度） （給水ポンプの動力負荷）			
1階	環境下水道課、土木建設課、社会福祉協議会、ボランティアセンター、エントランスホール、食堂・厨房（炊き出し設備）		
2階	応急救護室、防災講習用視聴覚室（災害対策本部室）、和室（り患患者用避難所）、医薬品備蓄倉庫、要配慮者台帳保管室		
3階	多目的ホール（避難所）、シャワールーム、食料等備蓄倉庫		
●庁舎用 1台 （庁舎、農村環境改善センター、防災行政無線蓄電池）			

(2) 飲料水、食料等の備蓄

・職員想定分	備蓄なし
・発災1日目	：県 1/2・町 1/2、発災2日目・3日目： 流通備蓄（防災協定による調達）
・発災4日目以降	：他県等からの救援物資
・備蓄目標数量	
飲料水	：3ℓ/人・日×350人（避難所避難想定人数）×1.2（食料需要者係数）×1/2=630ℓ （令和4年3月31日現在：2,070ℓ）
食料	：3食/人・日×350人×1.2×1/2=630食 （令和4年3月31日現在：1,804食）
※食料需要者：避難所に食料等のみ求める者	

今後の検討事項

・職員用備蓄を現時点では想定しておらず、原則持参を求めている。長期化する災害に備え、予算の許す範囲内で職員用備蓄の購入を検討する。
・燃料備蓄体制が整っておらず、石油商業組合との協定等により、燃料優先供給に努めるとともに、給油用の導線確保が必要。

災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

名称	通信機器数量	主な通信	備考
防災行政無線（同報系）	屋外拡声子局 35局	町⇒住民	親局にて屋外スピーカー放送
	戸別受信機	町⇒住民	
	複数メディア配信装置 ※①	町⇒住民	総務課 宿日直室
防災行政無線（移動系）	ファイル伝送装置※②	消防団⇒町	消防団各部 13台
防災行政メール※③	インターネット環境のある端末すべて	町⇒住民	
特設公衆電話	2回線	町⇒関係機関	防災センター1階、3階 (発信のみ)
J-ALERT	1台（自動連携）	町⇒住民	総務課
緊急速報メール エリアメール（ドコモ）	各携帯端末	町⇒住民	県防災情報システムまたは防災行政メール連携
防災アプリ（防災ナビ）	各携帯端末	町⇒住民	県防災情報システム連携
防災行政無線（同報系）	屋外拡声子局 35台	町⇒住民 町⇔消防団	アンサーバック機能による双方向通信
防災行政無線（移動系）	携帯型無線機 19台	町⇔消防団 町⇔町	総務課 1台 消防団各部 13台 団長・副団長 4台 三木消防署 1台
	統制台 2台	町⇔消防団	総務課 宿日直室
	車携帯型無線機 18台	町⇔消防団 町⇔町	三木町公用車 5台 消防団各車両 13台
災害時優先電話	7回線	町⇔関係機関 町⇔住民	総務課（2回線） 政策課 農林課 土木建設課

			環境下水道課 防災センター第1研修室
衛星電話 (防災電話)	1回線	町⇔関係機関	総務課 ・341-501 ・037-200-341-501 (県外から防災電話にてかけるとき) 土木建設課 ・341-507 農林課 ・341-505 宿直室 ・341-579 県庁(危機管理課) ・200-5036 ・200-5067 県庁(防災事務室) ・200-7-4951 長尾土木事務所 ・230-563 東讃保健福祉事務所 ・242-532 東讃土地改良事務所 ・243-551 東部林業事務所 ・244-553 三木消防署 ・431-18-191 陸上自衛隊第14旅団 ・466-502 日赤香川県支部 ・200-5811
特設公衆電話	28回線	町⇔避難所	各避難所
<p>※① 複数メディア配信装置…主に火災情報を伝達する装置で、消防局からのメールをもとに放送文を自動生成する。</p> <p>※② ファイル伝送装置 …消防団が現場確認し、専用端末で撮影した写真等を町に送信する。町は、旧2</p>			

02会議室のコミュニケーションサーバーにて確認する。

※③ 防災行政メール …町からの災害情報を任意で作成し送信できる、登録型のメールシステムである。防災行政無線、J-ALERT、緊急速報メール等と連携しており、緊急性の高い情報を自動連携で送信することも可能である。

今後の検討事項

- ・プッシュ型の情報伝達手段は、文字情報、音声情報等多角的に整備できているが、その普及率が低く、普及率向上の取り組みが必要。
- ・プル型の情報伝達手段が少ない。県の防災情報システムと連携した防災ナビおよび防災行政無線音声ガイダンスの広報周知にて、プル型の情報伝達手段の普及率向上をめざす。

災害時電話番号一覧

電話種別	番号	設置場所	備考
コールセンター	087-891-3301	総務課前廊下	ジャック4口
災害時優先電話	087-898-1110	総務課危機管理係	
	087-898-1112	総務課	
	087-898-3343	防セ 第1研修室	
	087-898-1113	政策課	
	087-891-3340	土木建設課	
	087-891-3341	農林課	
特設公衆電話	087-891-3342	環境下水道課	
	087-891-9002	防セ 1階公衆電話近接	発信のみ
公衆電話	087-891-9003	防セ 3階	発信のみ
	087-891-3337	庁舎1階102会議室前	災害用に要設定 (スイッチ切り替え)
	087-891-9271	防セ 1階	災害用に要設定 (スイッチ切り替え)
衛星電話	037-200-341-501	総務課	衛星電話同士の通信に限定

重要な行政データのバックアップ

総務省の「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」（http://www.soumu.go.jp/main_content/000145527.pdf）を参考とし、以下のように記載がある。

○災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類

（例）

- ・住民記録
- ・外国人登録
- ・介護受給者情報
- ・障害者情報
- ・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ
- ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書

○地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ

（例）

- ・税金や水道料金等の収納状況に関する情報
- ・国民健康保険業務
- ・介護保険業務に関する情報、許認可の記録・経過等の情報
- ・重要な契約・支払い等の記録の情報

(1) 重要な行政データのバックアップ

各課選定の行政データは別に示す。（別添1）

D : 1日以内

- 社会活動回復に必要な最低限の応急処置
 - ・必要最低限の機器、システム復旧
 - ・災害復旧に関する事務 など
- 義援金の受け入れ
- 二次災害防止に係る業務、応急復旧に係る業務
 - ・崩落補強等応急復旧
 - ・応急危険度判定 など
- 遺体の取扱いに関する業務
 - ・警察、医師会との連携（身元確認依頼等）
 - ・遺体収容所開設
 - ・埋火葬許可
 - ・斎場に関すること など
- 衛生環境の回復
 - ・災害廃棄物の処理に関すること
 - ・仮設トイレの設置 など
- 社会的に重大な行事の延期調整等
 - ・選挙などの延期調整 など

E : 3日以内

- 被災者支援
 - ・り災証明、被災状況調査、被災者台帳作成 など
- 避難生活の向上
 - ・避難所における健康観察、保健指導、精神保健指導
 - ・入浴 など
- 災害復旧費の予算措置、財政計画
- 他の業務の前提となる行政機能の回復
 - ・文書の收受、発送
 - ・条例、規程、要綱等の審査
 - ・議会の案内
 - ・予算執行 など
- 急を要する窓口業務
 - ・保険証発行
 - ・受診者の資格確認 など

F : 1 週間以内

- 社会生活の回復の上で早期に必要な業務
 - ・ゴミ収集
 - ・避難所周辺の防犯灯の設置（既存修繕終了後）
 - ・炊き出し（給食調理場等）
 - ・通学路の安全整備 など

G : 2 週間以内

- 生活再建
 - ・仮設住宅の入居希望調査、建設場所に関すること など
- 産業の回復
- 教育機能の回復
 - ・教育環境の確保、給食継続の措置
 - ・教員、児童、生徒等の保健衛生の推進
 - ・学校用事務機器の整備 など
- 金銭の支払い
 - ・契約、給与、補助費 など
- 窓口業務全般

H : 1 か月以内

- その他の業務

今後の検討事項

- ・担当課による業務のさらなる細分化及び実効性確保が必要